

植民地朝鮮の教員社会における性差

山下, 達也
九州大学大学院人間環境学府 | 日本学術振興会特別研究員

<https://hdl.handle.net/2324/14672>

出版情報 : 国際教育文化研究. 8, pp.47-58, 2008-06-30. 九州大学大学院人間環境学研究院国際教育文化研究会
バージョン :
権利関係 :

植民地朝鮮の教員社会における性差

山下 達也

はじめに

本稿は、植民地朝鮮における教員の動的な存在様態を明らかにする研究の一環として、教員社会の性差について検討するものである。

筆者は、植民地朝鮮における教員が、「内地人」—朝鮮人といった二元的な構図によって説明・把握されてきたことを問題とし、新たな視点から、教員内部の多様性を明らかにしてきた。具体的には、朝鮮において養成された教員と日本「内地」から招聘された教員⁽¹⁾、在朝歴⁽²⁾、卒業師範学校⁽³⁾、資格取得のプロセス⁽⁴⁾を切り口とし、それぞれの特徴や役割、相互の関係性、位置づけ、ポスト等を明らかにすることで、植民地教員の実態に接近するよう努めてきた。これらによって得られた知見を踏まえ、教員を植民地教育政策の中でどのように位置づけるかという点を検討することが筆者の最終的な課題であるが、そのためには、さらに教員内部の属性に着目し、その複雑な存在様態を明らかにする必要がある。本稿はこうした一連の研究の一部として位置づくものである。

植民地朝鮮における教員の性差をテーマとする論考は、管見の限り見当たらないが、在朝日本人研究の一環として行なわれた、咲本和子の『『皇民化』政策期の在朝日本人—京城女子師範学校を中心に—』⁽⁵⁾は、「日本人教員、特に女性教員が朝鮮支配においていかなる役割を果たすに到ったのか」という問題意識を有している点で注目し値する。咲本が明らかにした養成段階における男子との差（女子師範特有の「方針」や聞き取り調査による「意識」）は、女性教員の実態に迫る上で示唆的である。しかし、ここで筆者が問題としたいのは、女性教員の特徴が、「良妻賢母」や『『お母さん』的役割』という曖昧な模範像や概念によって説明されており、そのいわば「女性らしさ」が、『『効果的』に支配の貫徹に貢献することになったのではないかと結ばれている点である⁽⁶⁾。女性教員に求められる姿や役割は不変的なものでなく、時局の影響を受けながら変化していたことや、京城女子師範学校が女性教員養成界の牙城であったこと、さらには、朝鮮の教員社会における男女の混在状況を勘案しなければ、女性教員の役割や位置づけを明確にすることはできないと考えるのである。

以上のことを踏まえ、本稿ではまず植民地朝鮮における教員の男女構成とその変遷を明らかにする。その際、単に数値的な解明だけでなく、男女混在状況の趨勢、具体的には女性教員の

増加がどのように受け止められたのかといった、性差の顕在化状況についても検討する。次に、性別による処遇差や役割の差に着目する。役割という用語は曖昧さを有しており、それ自体の定義が熟考されるべきであるが、本稿の射程は、朝鮮総督府やその関係者、そして教員自身によって語られる役割である。すなわち、教員らの教育実践を見ていくことにより、その任務の範囲・特徴について論じるものではないことを予め附言しておきたい。

1. 男女の混在状況とその変遷

ここでは、植民地朝鮮における初等学校教員⁽⁷⁾の男女構成について検討する。具体的には、まず朝鮮総督府の統計資料である『朝鮮諸学校一覧』によって男女の混在状況を数量的に把握し、当初はほぼ男性のみであった教員社会に女性が入ってくることにより性差が顕在化する過程を明らかにしたい。

植民地朝鮮における初等学校には男性教員と女性教員が混在し、それぞれの養成カリキュラムや方針が多少異なっていたことは、先人によって明らかにされている⁽⁸⁾。しかし、植民地期を通じた教員の男女比や、それぞれの数といった全体の構成については、詳細な統計データによって明らかにされてきたとはいえない。そこで本稿ではまず、統計基準がほぼ一定で、かつ毎年同時期に調査が行なわれ、作成されていた『朝鮮諸学校一覧』に基づいて教員の男女混在状況を明らかにしたい。数値の精確さについては完全に疑問を払拭することはできないが、同資料は、朝鮮総督府によって調査、刊行、保存されていたという点において、総督府当局が把握していた状況と見做すことができる。

この『朝鮮諸学校一覧』によると、植民地期の初等学校教員数とその内訳は表1のとおりである。

[表1] 初等学校教員の男女混在状況とその推移 (1912~1943年)

年度	官立			公立			計			出典
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	
1912	14	9	23	1,814	167	1,981	1,828	176	2,004	a, b
1913	11	2	13	2,065	256	2,321	2,076	258	2,334	a, b
1914	—	—	15	2,310	338	2,648	—	—	2,663	a, b
1915	14	2	16	2,452	389	2,841	2,466	391	2,857	a, b
1916	11	6	17	2,606	460	3,066	2,617	466	3,083	a, b
1917	11	6	17	2,826	529	3,355	2,837	535	3,372	a, b
1918	12	5	17	2,997	579	3,576	3,009	584	3,593	b, c
1919	12	5	17	3,108	626	3,734	3,120	631	3,751	b, c
1920	12	4	16	3,410	726	4,136	3,422	730	4,152	c, d
1921	25	4	29	4,135	859	4,994	4,160	863	5,023	c, d
1922	33	5	38	4,927	998	5,925	4,960	1,003	5,963	c, d

1923	40	7	47	5,947	1,182	7,129	5,987	1,189	7,176	c, d
1924	42	6	48	6,876	1,373	8,249	6,918	1,379	8,297	c, d
1925	31	4	35	7,481	1,487	8,968	7,512	1,491	9,003	c, d
1926	26	11	37	7,992	1,540	9,532	8,018	1,551	9,569	d, e
1927	31	7	38	8,426	1,607	10,033	8,457	1,614	10,071	d, e
1928	31	6	37	8,779	1,546	10,325	8,810	1,552	10,362	d, e
1929	31	6	37	9,014	1,540	10,554	9,045	1,546	10,591	d, e
1930	31	5	36	9,414	1,570	10,984	9,445	1,575	11,020	e, f
1931	33	8	41	9,673	1,596	11,269	9,706	1,604	11,310	e, f
1932	32	6	38	10,024	1,644	11,668	10,056	1,650	11,706	f, g, h
1933	29	10	39	10,278	1,770	12,048	10,307	1,780	12,087	f, g, h
1934	28	9	37	10,679	1,921	12,600	10,707	1,930	12,637	g, h
1935	30	9	39	11,140	2,050	13,190	11,170	2,059	13,229	h
1936	28	11	39	11,805	2,182	13,987	11,833	2,193	14,026	h
1937	61	12	73	12,660	2,509	15,169	12,721	2,521	15,242	h
1938	74	18	92	14,132	2,673	16,805	14,206	2,691	16,897	i
1939	88	23	111	15,779	3,080	18,859	15,867	3,103	18,970	i
1940	91	21	112	16,648	4,103	20,751	16,739	4,124	20,863	i
1941	92	22	114	17,865	5,529	23,394	17,957	5,551	23,508	i
1942	115	25	140	19,147	6,750	25,897	19,262	6,775	26,037	i
1943	136	31	167	21,769	7,307	29,076	21,905	7,338	29,243	i

- 【凡例】 1. 本表を作成するにあたっては、朝鮮総督府による学事統計資料『朝鮮諸学校一覧』を参照した。具体的には、その大正七年度版、大正八年度版、大正十五年度版、昭和四年度版、昭和七年度版、昭和八年度版、昭和十一年度版、昭和十二年度版、昭和十八年度版を使用しており、本表では、各年度の教員数を算出する際に参照した統計資料を明示するため、便宜的に大正七年度版をa、大正八年度版をb、大正十五年度版をc、昭和四年度版をd、昭和七年度版をe、昭和八年度版をf、昭和十一年度版をg、昭和十二年度版をh、昭和十八年度版をiとし、各年度の「出典」欄に記した。
2. 1937年度までは普通学校と小学校が別記され、それぞれについて統計がとられている。そのため、普通学校と小学校の男性教員数、女性教員数をそれぞれ加算することで、初等学校の男性教員数および女性教員数を算出した。
3. 1912～1914年の期間は官立小学校が存在しないため、官立普通学校教員数のみを記している。また、1914年については、男女別の記載がないため、総数の15名のみを記した。つまり、1912～1914年の「官立」の欄には官立普通学校の教員数が、そして、同年の「計」の欄には官立普通学校教員数と公立小学校・普通学校教員数を加算した数を記載している。尚、1914年の教員内訳（性別）を他の資料で補填することも可能だが、統計基準等の問題を勘案し、本表の作成には、あえて総督府の『朝鮮諸学校一覧』のみを使用している。
4. 1941年以降は、国民学校の「一部」と「二部」、また「四年制」と「六年制」が別記されている部分もあるが、本表では、これらの教員をすべて含んでいる。
5. 教員数の単位は名。

【グラフ1】 初等学校教員数の推移

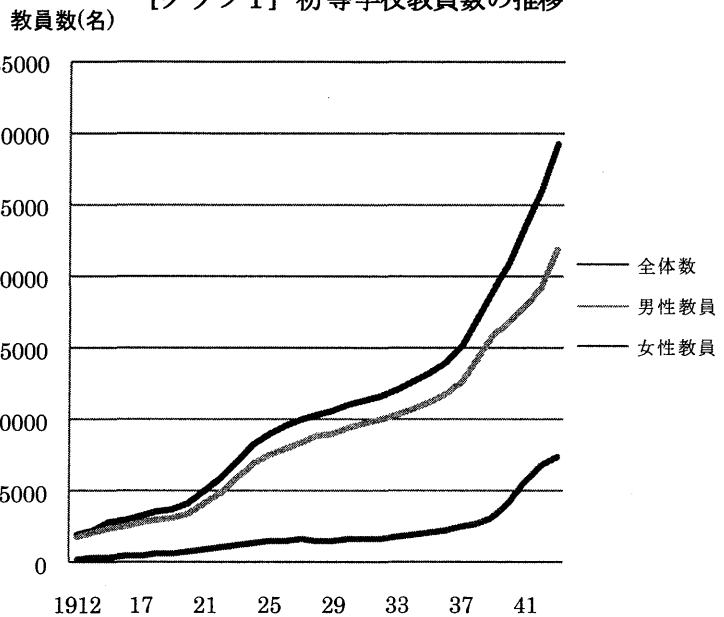


表1によると、朝鮮における初等学校教員数は、男女ともに増加し続けており、初等学校教員という括りで見ただけでは、植民地期を通じて男性が多数を占めていたことがわかる。ただし、男女混在状況の推移という観点からは、全体に占める女性教員の割合がやや高くなっていく点を指摘できる。敷衍すれば、1912年の時点では、全初等学校教員に占める男性教員の割合が9割を超えており、女性教員は1割に満たないという状況である。

グラフ1は、初等学校教員の全体数、男性教員数、女性教員数の推移を表したものであるが、1912年付近では、全体数を示す折線と男性教員数を示す折線が限りなく接近していることを確認することができる。いうまでもなく、教員のほとんどが男性であったことを意味している。しかし、この2本の折線は、1920年代から1940年代にかけて徐々に離れており、全体に占める男性教員率の低下、すなわち、女性教員の割合が高まる様子を表しているといえる。1943年の時点では、男性教員が全体の約7割5分、当初1割にも満たなかった女性教員が約2割5分となっている点が注目される。

それでは、こうした教員の性別をめぐる状況、すなわち、全教員数に占める女性教員の割合の高まりは、教育関係者の間でどのように認識され、受け取られていたのだろうか。1919年、旧韓末から学政参与官として朝鮮の教育行政に携わった幣原坦によって著された『朝鮮教育論』には、当時の初等学校における女性教員の増加状況およびその評価について次のような記述がある。

さて今回の視察に於て最も驚いたのは、女子が既に教師となつてあるのみならず、其の授業がなかなかよかつたことである。十余年前、女子が全く教育社会より除外せられ、女子にして教育を受くる者はなく、況や女子にして教壇上の教師となるなどは、まだ考へなかつたが、最近の十年間に、女子が教育社会に猛進し来り、而もそれが、男子に比して優るとも劣らざる状況を見ては、驚かざらんと欲するも能はぬ。熊川の普通学校を視察した時の如きも、まだ公立となつて間がない処であるに係らず、教師の中には、二名の朝鮮女教員も加はつて、男教員と共に平気で応接すること、^(マ)豪も内地の学校に於けると異らなかつたが、是等は最も著しい時勢の変化である。(9)

ここでは、「最近の十年間」すなわち、1909～1919年の間に、「女子が教育社会に猛進し」て活躍していることが積極的に評価されている。ただし、ここで女性教員が評価されているの

は、女性特有の教育的「効果」や独自の存在意義ではなく、「男子に比して優るとも劣らざる情況」であり、「男教員と共に平気で応接すること」であった点を確認しておきたい。

この時期、女性教員の割合は、初等教員全体の中で見るとまだ約 17%である。しかし、この程度の男女比でも、女性教員の存在がクローズアップされ、「女子が教育社会に猛進し」ている状況として捉えられているのである。ここでは、その役割や特徴の独自性が強調されていないものの、従来、男性中心であった教員社会に性差が意識されるに至っていたと見ることができる。

また、この時期の女性教員養成は、官立女子高等普通学校の師範科において行なわれており、その詳細については、「朝鮮教育令」第十九条により、「官立女子高等普通学校ニハ師範科ヲ置キ普通学校ノ教員タルヘキ者ニ必要ナル教育ヲ為スコトヲ得師範科ノ修業年限ハ一年トス 師範科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ女子高等普通学校ヲ卒業シタル者トス」⁽¹⁰⁾と規定されている。因みに、男性教員の養成のため、官立高等普通学校に設けられた師範科の修業年限も 1 年である⁽¹¹⁾。前掲グラフ 1 でも確認できるように、1920 年代に入ると、1 年あたりの教員増加数も増えているが、これは、植民地朝鮮における教員養成体制が、1922 年に大きな転換点を迎えたことに起因する。敷衍すると、1922 年に改定された「朝鮮教育令」により、師範学校体制を新たに構築するという教員養成の拡充路線が示されたのである⁽¹²⁾。爾来、植民地期を通じて師範学校が漸次増設され、1922 年の教育令改定に先行して設立されていた京城師範学校（1921 年設立）を合わせ、最終的に 16 校の師範学校が設立された。そのうち女子師範学校は 3 校（京城女子師範学校・公州女子師範学校・元山女子師範学校）である。最初に女子師範学校が設立されたのは、1935 年 4 月であり（京城女子師範学校）、その後、1938 年 4 月（公州女子師範学校）、1944 年 4 月（元山女子師範学校）にそれぞれ 1 校ずつ増設されている。つまり、師範学校による教員養成がスタートしたとはいえ、13 年間は女子師範学校が設立されていなかったということになる。その間、女性教員は、京城師範学校内に設置された女子演習科や、当初のまま女子高等普通学校において養成、または、1917 年から開始されていた教員試験⁽¹³⁾を受験等のプロセスを経て教員となっていたのである。前掲グラフ 1 において、1920 年代以降、男性教員の増加数が飛躍的に伸びているのに比して、女性教員の増加数が目立たないのは、こうした師範学校設立時期のズレが一因であったといえよう。師範学校体制のスタートから女子師範学校が設立されるのに 13 年の歳月を要したのは、諸々の事情が重なった結果であろうが、朝鮮総督府当局は、師範学校体制構築の構想段階から女子師範学校設立の時期は、男子中心の師範学校を設立・運営し、体制が軌道に乗った後という計画を立てていた。師範学校での教員養成がまだ教育令によって明確化されていない 1919 年の段階において、朝鮮総督府『第四十二回帝国議会説明資料』で、「女子ヲ収容スル師範学校ハ男子師範学校完成後之ヲ設置スルモノトシ其ノ卒業生ノ出ル迄ハ現京城女子高等普通学校附設教員養成所ヲ存置ス」⁽¹⁴⁾とされているのがその証左である。

このように、1922 年以降、教員養成が師範学校によって行なわれるようになったが、ここで注目すべきは、当初男女同じであった養成段階の修業年限に差が生じたことである。前述したように、官立高等普通学校に設置された師範科と官立女子高等普通学校に設置された師範科の

修業年限はともに 1 年であった。しかし、師範学校体制では、「師範学校ノ修業年限ハ六年トシ普通科五年、演習科一年トス但シ女子ニ在リテハ修業年限ヲ五年トシ普通科ニ於テ一年ヲ短縮ス」⁽¹⁵⁾とされ、同等の課程においても、男女では修業年限に 1 年の差がある。こうした性を理由とする修業年限の差は、師範学校の修業年限が延長された後も維持されている⁽¹⁶⁾。

以上のことから、植民地朝鮮の初等学校教員社会においては、全体に占める女性教員の割合が緩やかに、かつ継続的に高まっていたことが明らかであり、さらに、そうした流れの中で女性教員の存在がクローズアップされるのみならず、制度的にも性を基準とする差（養成段階の修業年限や教育方針、カリキュラム等の差）が設けられることにより、教員社会に男性・女性という性差がより顕在化したと見るができる。では、こうした性差により、実際の処遇にどのような差が生じていたのだろうか。また、教員自身、あるいは朝鮮総督府は、こうした教員社会の性差（おもに役割に関するもの）についてどのような認識を有していたのだろうか。次節では、こうした点について検討したい。

2. 性を基準とした処遇・役割とその変化

前記したとおり、1919 年には、女性教員が「男子に比して優るとも劣らざる情況」であったが、実際の処遇には大きな差が存在した。筆者の手元には、教員の給与に関するいくつかの史料があるが、この時期に近いものとしては、1922 年の慶尚北道の実例である。『慶尚北道教育及宗教一斑』によると、小学校教員の俸給月額平均は男性が 103.29 円であるのに対し、女性は 81.16 円である。また、普通学校では「内地人」男性が 121.44 円、「内地人」女性が 72.80 円、朝鮮人男性が 60.07 円、朝鮮人女性が 45.62 円である⁽¹⁷⁾。次年度（1923 年度）には、男性小学校教員の俸給平均が 103.00 円、女性が 82.00 円、「内地人」の男性普通学校教員の俸給平均は 119.00 円、「内地人」女性教員は 74.00 円、朝鮮人男性教員は 48.00 円、朝鮮人女性教員は 46.00 円であった⁽¹⁸⁾。いずれも男性教員の給与に比して女性教員のそれは低い。さらに特筆すべきは、男性—女性といった性差による処遇差だけでなく、小学校勤務—普通学校勤務、さらには、「内地人」教員—朝鮮人教員といった属性によっても給与に差が生じていることである。宗主国側の「内地人」と被支配者側の朝鮮人との間に諸々の待遇差が存在していたことはしばしば指摘されてきたが、教員の待遇については、性、さらに勤務校の相違にも着目しなければならないことがわかる。少なくとも給与に関して言えば、「内地人」教員内部、あるいは朝鮮人教員内部での男女差があるだけでなく、「内地人」男性、あるいは「内地人」女性内部にも勤務校による差がある。さらには、「内地人」男性と朝鮮人女性、「内地人」女性と朝鮮人男性は、民族と性とを異にしており、両者の間には差が重層的に存在していたことになる。この事例から 10 年以上の歳月を経た 1934 年、朝鮮総督府によって行なわれた「昭和九年度末に於ける公立学校職員調」では、小学校男性教員の月給平均が 103 円（最高 232 円、最低 64 円）、女性は平均 79 円（最高 120 円、最低 64 円）であり、普通学校では、「内地人」男性が平均 112 円（最高 232 円、最低 64 円）、「内地人」女性の平均が 81 円（最高 120 円、最低 64 円）、一方、朝鮮人教員について見ると、男性は平均 55 円（最高 110 円、最低 40 円）、女性は平均 48 円（最高 75 円、最低 40 円）であった。つまり、性、民族、勤務校によって給与に差が生じる

という現象は、時間・空間的に限定されたものではなかったことがわかる⁽¹⁹⁾。こうした男女の給与差は、性差を基準として生じたものではなく、教員経験年数および所有資格の差が反映された結果であるという見方もあるが、勤務年数の長い者や第一種教員が男性に偏在していたこと自体も教員社会における性差の特徴として捉えることができる。

このように、男性教員と女性教員との間には、待遇の差が存在していたが、教員社会における性差は、給与のように数値でその差を明確に把握できるものばかりではない。女性教員の割合が高まる中で強調される性の独自性や役割に関するものもそのひとつである。この点に関しては、男性教員よりもむしろ、女性教員の独自性や役割が強調されることにより、性差が顕在化するというかたちで展開した。そこで以下、女性教員のための研究大会および講演会等に着目し、そこで示される女性教員の役割や存在意義、さらにはその内容の変化について検討したい。

女性教員の位置づけや評価をめぐることは、当初から様々な立場が存在していたであろうが、彼女らがその独自性を活かすべきであるとの観点から、朝鮮全土レベルでの研究大会が行われたのは、1925年のことである。敷衍すると、同年10月19～20日、京城師範学校附属女子普通学校において、「第一回全鮮女教員大会」が開催され、当時京城師範学校長であった赤木萬二郎が会の冒頭で、「男と対立し、対抗した時の女ではなく、女は女として、彼女等自身の問題を研究討議すべきことを希望して降壇」⁽²⁰⁾したという。1日目の議題は「初等教育に於いて女教員の特長を發揮すべき方面如何」であり、その設定理由には、「女は女として、男は男として、女には女の特長があり、男には男の特長がある。その特長を自覚して、取るべき態度を明らかにすることは、所謂適材を適所に置くことであり、その結果には必ずよいものがあらう。女教員の適材を適所に置くことは決して無用でない」⁽²¹⁾とある。こうした議題やその設定理由からは、教員社会において性差を積極的に活用せんとする姿勢を読み取ることができるが、注目すべきは、この場での議論が活発に行なわれなかったという点である。自由な意見発表・交換のために設けられた時間においても、「議場寂然として、議長の円滑なる催促にも関らず、一人の発表者もない。此の間二三十分」⁽²²⁾という状況であり、大会を取材した記者は、「物足りない心持を禁ずることが出来なかつた。質疑は只一人、意見も辛く二人、会議は誠に活気を欠いた。会員同志御互いに顔見合せて、モヂモヂして居る様子を見れば、『淑かなるが女』といふ伝統的な考があるのではないか。謙遜は常に美德でない。沈黙は常に金でない。或時は自己の無能を表白することであり、或時は自己の卑法⁽²³⁾を物語ることでもある」⁽²³⁾という感想を残している。2日目も、女性教員独自の役割について発表・議論する場が設けられたが、そこでは、女性教員が低学年学級や女子学級の担当をすることや、裁縫、家事、手芸教育に従事することなどが、特別な理由説明もなしに列挙されたにすぎない⁽²⁴⁾。大会の記録では、こうした女性教員の役割に関するものよりもむしろ、女性教員ならではの「苦境」に関する以下の発言が特徴的である。

女教員は学校に於ける生活の上に更に家庭生活を顧慮しなければならない。学校生活に専心であれば、家庭生活におろそかになる。家庭に専心すれば学校に疎かになる。このジレンマをどうしたらよいか。同時に社会一般がこのジレンマに挟まつて苦しむ女教員に同情

と理解を望む⁽²⁵⁾

こうした意見が会場の女性教員の如何程に共有されていたものであったかということまでは読み取ることができない。しかし、1925年の「第一回全鮮女教員大会」においては、女性教員独自の役割について具体的発言や活発な議論がなされることはなく、むしろ、女性であり、かつ教員であるがゆえの「ヂレンマ」に対する同情・理解が研究大会の場で嘆願されるのが実状であったといえる。

1929年に開催された「京城女子教員会」では、朝鮮総督府学務局の福士末之助が「女性の任務」と題した講演を行なっている。その中で福士は、「女性本来の心には多くの場合に情の点に於て温順優美にして、而かも凜然たる神韻縹緲の珠玉がある、此れに女性の天分が潜み、男性に異つたところの任務が生れ出て、尚且つ女性としての生の価値が発し来るのではないかとかう思ふのであります…(中略)…女性の本来の職分は、如何なる方面に行くにしても、その結論は概ね家庭の人なりといふことに前提をおかなければならない」⁽²⁶⁾と述べている。女性独自の「任務」があるとしながら、その内容には深く踏み込まず、ここでは「家庭の人」という「前提」が強調されている。さらに、福士は、社会に出て働く女性が増加したことに関し、「家庭の婦人たる人が、その働を社会に引伸しただけのことであつて、決して新らしい意味合いをもつたものでない」⁽²⁷⁾と述べている。これを女性教員の場合で考えると、教員であることよりも「家庭の人」たる女性であることのほうがプライオリティーが高いということになる。福士の講演内容は、必ずしも対象を女性教員に限定したものとはいききれないが、講演が「京城女子教員会」において、多くの女性教員を前に行なわれたことから、ここでは女性教員に向けたメッセージと見ていいだろう。女性教員も第一に「家庭の人」であることが強く求められる以上、前述したような教員としての「ヂレンマ」が解決することはなかったと考えられる。以下のある小学校女性教員による記述は、こうした「ヂレンマ」が1930年代に入っても継続していたことを窺わせるものである。

女教員の場合を考へ見るに、有夫者も独身者も男性より家庭的に雑務があり生活範囲が繁雑であります。有夫の女教員の場合には良き教員として、良き妻として、よき主婦として、よき母として家庭をなごやかに温く⁽²⁸⁾すべき務もあり、独身者の場合には良き教員として、良き娘として、家庭を持つべき種々の準備、修養等の支度もあり、いづれの場合にも男子より余分の仕事が多いと思ひます…(中略)…女教員の場合を考へるに、雑務過重の生活から研究に必要な時間と、研究費の捻出を計り、更に各方面が合理的に行はれなければならないので仲々困難を来す訳です。⁽²⁸⁾

これも、「第一回全鮮女教員大会」における嘆願同様、女性教員がおかれている好ましからざる状況の理解・改善を求める趣旨の論述である。

しかし、こうした女性教員らの論調には、1940年代に入って変化が見られるようになる。1943年夏に開催された「決戦下女教員錬成講習会並女教員大会」における発表2篇が同年10月の『文教の朝鮮』に掲載されており、1篇は大邱三笠公立国民学校の女性教員・立石きよかによる「決戦下に於ける女教師の覚悟」、もう1篇は、迎日郡浦項公立国民学校の女性教員・外里繁代子の「決戦下女教師の信念」である。前者では、従来どおり、男性教員とは異なる「女

教師としての尊さがあることは云ふまでもありません」⁽²⁹⁾としながら、「時局」に応じる新たな女性教員像が以下のように示されている。

日本婦徳の温順柔和の徳のはき違へが多かつた様に思ひます。従つて積極的に物を考へるとか行ふとか云ふ事が欠けたり、計画的な事柄は女のすべき事でないかの様に自分から躊躇してゐた様に感じられます。殊に少し元気を出せば「女の癖に」と云はれはしないかと云ふ浅はかな感じも手伝つて常に消極的であつた様に反省されます。而し只今はそんな呑気な時ではありません。…(中略)…今こそ私達は弟橘媛、野村望東尼の様に日本女性の雄々しさを發揮して私達の職域たる教壇を死守せねばなりません。⁽³⁰⁾

1925年に開催された「第一回全鮮女教員大会」の状況を勘案すると、女性教員が「消極的であつた」という立石の記述も首肯できる。しかしここでは、「而し只今はそんな呑気な時ではありません」とし、女性教員の意識改変、従来在り方からの脱却が、女性教員自身の立場から訴えられているのである。また、外里繁代子の「決戦下女教師の信念」においても、「師範卒業当時の事を回顧してみますと『女の先生はいゝですよ』とか『女の先生は御都合がよかつたら手伝つて下さい』とかおつしやる校長先生や男の先生方の御言葉に甘へて、授業以外の事は大抵免除され、それを又当り前の様に思ひ込んでゐたと言ふのは必ずしも私だけではないと存じます」⁽³¹⁾と、従来女性教員の在り方を省みたうえで、「総力戦となつた今時『男のすることは何でも出来るはずだ、やつて見よ』と言はれて、女乍らも戦闘帽を被り、銃剣術をならひ、教練を受け、朝礼台の上に立つて週番の任務を果し、私共がやるべき仕事の全部を経験してみ、始めて今迄の弱々しい消極的な依頼心の強い自分の姿がわかつた様に思ひました」⁽³²⁾と、新たな女性教員のあるべき姿に近づかんとする自らの体験が記されている。これらに共通しているのは、女性教員の独自性や役割よりもむしろ、今までの考えを改めて男性教員と同様の仕事・役割を果たさねばならぬということが強調されている点である。しかし、戦時下において男性教員同様ということが強調されても、一方では、「国民の母」、「良妻賢母」という女性像の体現が求められ⁽³³⁾、以前から存在していた女性教員としての「ヂレンマ」は解消されることなく残存したと考えられる。ただ、そうした状況を嘆き、改善を求めるというそれまでの女性教員の態度は表面上見られなくなり、かわりに、教員としての「本分」をいかに全うするかということについての意志や呼びかけが散見されるようになる。女性教員自身による主体的な営みによって、その在り方や役割意識が変化したというよりも、「時勢」や社会的要請によって女性教員像が新たに構築あるいは改変され、周囲からのまなざしといった不可視の「圧力」により、女性教員自身もそれに追従していたのが実状だったといえよう。

おわりに

本稿では、植民地朝鮮の教員社会における性差に着目し、男女の混在状況や処遇、役割の差について論じてきた。植民地朝鮮では、当初は男性によって占められた教員社会に女性が入ることで性差が顕れた。女性教員は男性教員に「優るとも劣らざる」存在として歓迎されたが、女性教員の割合が高まるにつれ、男性教員とは異なる女性教員の独自性や「特長」の発揮が期待されるようになった。こうして教員社会に性差がより顕在化するようになったといえる。た

だし、女性教員たち自身は、女性であり、教員である自らの独自性や役割を全うしていたというよりも、教員への社会的要請と女性に対する「まなざし」との間で呻吟していたというのが実状であった。彼女らがおかれた「苦境」は、女性教員たち自身によって語られ、少なくとも1934年までは、その理解と改善が研究大会の場や雑誌上で嘆願されていた。しかし、総力戦体制下では、女性教員によるそれまでの不満が表面上なくなり、かわりに、これまでの在り方からの脱却が力強く語られるようになっていく。ただし、こうした状況を以て即、女性教員の立場や思考が変化したとみるのは早合点といわざるをえない。「時勢」によって女性教員に向けられるまなざしは変化し、彼女らがそれに追従させられていた側面はあったであろうが、実際は、教員であり、女性であるということから生じるディレンマは内包されたまま、それに附随する不満や教育実践の滞りも残存したと考えられるからである。つまり、女性教員をめぐる根本的な問題は未解決のまま、模範像や求められる役割のみが「時局」の影響で変化していたのである。

こうした女性教員をめぐる状況は、これまで、「良妻賢母」あるいは「お母さん」的役割を果たすことで「効果的」に植民地教育を担った存在として描かれてきた女性教員像に一石を投ずるものといえる。教員社会の性差は、教育的効果という観点から説明されるべき側面を有していたことも否めないが、本稿で明らかにしたように、教員自身がその性差に苛まれ、教育実践に支障をきたすケースさえあったことは、教員の実態に迫るうえで重要である。なぜなら、教員内部の多様性やそれぞれの特徴が植民地教育政策の中で巧妙に利用されていた側面がある一方で、そうした教員内部のダイナミズムがむしろ植民地教育政策に停滞をもたらす側面をも併せ持っていたのではないかと、というより大きな課題を追究するうえでも示唆的であるからだ。こうした問題意識は、教員を植民地教育政策の中でどのように位置づけるかといった極めて重要な課題と密接に関わるが、その具体的な検討は今後の大きな課題として残されている。

(本稿は、平成20・21年度科学研究費補助金/特別研究員奨励費〔研究代表者：山下達也「植民地教員の存在様態に関する研究」、課題番号：20・01886〕によって行なわれた研究成果の一部である。)

【註】

- (1) 拙稿「植民地朝鮮における「内地人」教員の多様性—招聘教員と朝鮮で養成された教員の特徴とその関係—」、『日本の教育史学』、教育史学会、第50集、2007年、97—109頁。
- (2) 拙稿「植民地朝鮮の師範学校における「内地人」生徒—官立大邱師範学校を中心に—」、『歴史学研究』、歴史学研究会、2006年、第819号、23—31頁。
- (3) 拙稿「植民地朝鮮における初等学校教員の養成と配置」、『国際教育文化研究』、第6号、2006年、137—148頁。
- (4) 拙稿「植民地朝鮮における初等学校教員の確保形態—教員試験を中心に—」、『飛梅論集』、第8号、九州大学大学院人間環境学府、2008年、117—130頁。
- (5) 咲本和子「「皇民化」政策期の在朝日本人—京城女子師範学校を中心に—」、『国際関係学研究』、No.25、津田塾大学、1998年、79—94頁。
- (6) 咲本、前掲論文、92頁。
- (7) 朝鮮人児童を対象とした初等学校は、1937年度までは普通学校、1938～1940年度は小学校、

1941～1945年度は国民学校（「内地人」児童を対象とした小学校についても同様）と称するべきであるが、研究対象時期がまたがっているため、本稿では、基本的にこれらを初等学校とし、必要に応じては3つの呼称を使い分けることとする。

- (8) 咲本、前掲論文。
- (9) 幣原坦『朝鮮教育論』、六盟館、1919年、183-184頁。
- (10) 「朝鮮教育令」、1911年、第十九条。
- (11) 官立高等普通学校師範科については、「朝鮮教育令」（1911年）の第十四条に規定されている。
- (12) 「朝鮮教育令」（1922年改定）では、第十三～二十一条が師範学校に関する規定である。
- (13) 植民地朝鮮における教員試験に関しては、拙稿「植民地朝鮮における初等学校教員の確保形態—教員試験を中心に—」（『飛梅論集』、第8号、117-130頁）を参照。
- (14) 朝鮮総督府『第四十二回帝国議会説明資料』1919年、復刻版『朝鮮総督府 帝国議会説明資料』、第12巻、不二出版、120頁。
- (15) 「朝鮮教育令」（1922年改定）第十五条。
- (16) 「朝鮮教育令」（1938年改定）においても、「師範学校ノ修業年限ハ七年トシ普通科五年、演習科二年トス但シ女子ニ在リテハ修業年限ヲ六年トシ普通科ニ於テ一年ヲ短縮ス」（第六条）とされている。
- (17) 慶尚北道『慶尚北道教育及宗教一斑』1922年度、44頁。
- (18) 同上、1923年度、45頁。
- (19) 朝鮮総督府「昭和九年度末に於ける公立学校職員調」、『調査月報』第6巻、第12号、朝鮮総督府、1935年12月、101-105頁。
- (20) 「女教員大会を覗く」、『文教の朝鮮』、朝鮮教育会、1925年12月号、91頁。
- (21) 同上、91頁。
- (22) 同上。
- (23) 同上、92頁。
- (24) 同上。
- (25) 同上、96頁。
- (26) 福士末之助「女性の任務—於京城女子教員会」、『文教の朝鮮』、1929年3月号、18-22頁。
- (27) 同上。
- (28) 内尾志津子「女教員の向上について」、『文教の朝鮮』1934年9月号、151頁。
- (29) 立石きよか「決戦下に於ける女教師の覚悟」、『文教の朝鮮』1943年10月号、28頁。
- (30) 同上、26-27頁。
- (31) 外里繁代子「決戦下女教師の信念」、『文教の朝鮮』1943年10月号、29頁。
- (32) 同上、29頁。
- (33) 戦時下における典型的な女性観として、1941年、朝鮮総督府発行の雑誌『朝鮮』に掲載されたものを挙げておく。「国民の妻たる女性の賢愚、勤惰、儉奢が国の興廃存亡を決すると云ふも過言ではない。…（中略）…須く女子は女子本来の職分に還つて良妻となり、賢母となつて、内を治め、家を齊へ、しとやかに女らしく、純潔なる貞操を保ち、真実なる愛情を有し、夫を助けて、内顧の憂なからしめ、父母や祖先に事へては孝順の誠を致し、子女を養育しては、十分にその徳性や才能を発揮させて、忠良有為なる皇国臣民たらしめることが女子の天職であり、其の特権である」（琴川寛「新体制下に於ける女子教育観」、『朝鮮』、第310号、朝鮮総督府、1941年、44-45頁。）

The sexual distinction of teachers in colonial Korea

YAMASHITA Tatsuya

This paper is a part of the research that clarifies existence modality of teachers in colonial Korea. And, this paper especially examines the sexual distinction of the teacher society in colonial Korea.

I criticized explanations about teachers in colonial Korea by only one composition such as "Mainlander" (Japanese) —Korean. And I'm clarifying the diversity of teachers in colonial Korea from some new aspects. Concretely, they are the following aspects. (1)Teachers invited from "Mainland"(Japan) and teachers trained in colonial Korea, (2)Career of stay in colonial Korea, (3)Normal schools, (4)Process of acquisition of qualifications. I'm trying to approach realities of teachers in colonial Korea through these researches. And, I want to examine how the teachers can be located in the policy of education in colonial Korea at the end of a series of research. But I should pay attention to teacher's attributes more, and clarify the complex existence modality for completion of the job. Therefore, the position of this paper is a part of the series of research.

At first, teachers were occupied by men in colonial Korea. However, the number of women increased from 1920's, and the sexual distinction appeared in the teacher society at that time. Originality different from men and "Merit" of women came to be expected as woman teacher's ratio rose. However, woman teachers groaned between the social demand to the teacher and the demand to women rather than demonstrating own originality who was a woman, and was the teacher. Their "Predicament" was talked by themselves, and the understanding and the improvement were entreated. However, dissatisfaction by woman teachers disappeared on the surface under the war. Instead, it was emphasized to get rid of the conventional appearance. The look to woman teachers changed by the "stream", and they followed to it. Therefore, their dilemma what caused by the situation such as 'I'm a teacher, and I'm a woman' remained. In other words, fundamental problem of woman teachers is unsettled, and only the image and the role have changed by the "stream".